

平成27年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について

平成27年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

2014年（平成26年）5月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

採択方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、平成27年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。

平成27年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国、県の通知を踏まえて、平成27年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

（1）国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成27年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」、「平成27年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、中学校用教科用図書については、平成25年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

（2）公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

（3）学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

（1）小学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

（2）中学校教科用図書

平成25年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書
「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

3 採択の日程

(1) 小学校教科用図書採択日程

- ア 平成26年6月に、学校及び藤沢郵便局3階会議室で教科用図書見本の展示を行う。
- イ 6月に、小学校長に小学校教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」を提出させる。
- ウ 6月に、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命を行う。
- エ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長に小学校教科用図書の審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。
- オ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。
- カ 7月に、公開の教育委員会会議において小学校教科用図書を採択する。

(2) 中学校教科用図書採択日程

平成26年7月に、公開の教育委員会会議において中学校教科用図書を採択する。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程

- ア 平成26年6月に、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」を提出させる。
- イ 6月に、教育委員会委員長は、審議委員会委員長に特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について教科ごとに審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。
- ウ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。
- エ 7月に、公開の教育委員会会議において特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書を採択する。